

衆議院総務委員会ニュース

【第198回国会】平成31年2月21日（木）、第4回の委員会が開かれました。

- 1 地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案（内閣提出第5号）
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案（内閣提出第6号）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）
・石田総務大臣、田中内閣府副大臣、橋復興副大臣、鈴木総務副大臣、高鳥農林水産副大臣、安藤内閣府大臣政務官、古賀総務大臣政務官、門山法務大臣政務官、伊佐財務大臣政務官、新谷厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）山花郁夫君（立憲）、高井崇志君（立憲）、稲富修二君（国民）、日吉雄太君（国民）、足立康史君（維新）、小倉將信君（自民）、本村伸子君（共産）、吉川元君（社民）、井上一徳君（希望）

（質疑者及び主な質疑事項）

山花郁夫君（立憲）

- (1) 地方自治体の財政的な自立に向けて取り組んでいくことへの大臣の決意
- (2) 幼児教育の無償化
 - ア 国と地方の費用負担割合に関する事前協議が十分であったかの確認
 - イ 地方交付税の不交付団体の費用負担
 - ウ 待機児童解消との関係
 - エ 各地方自治体が設定している保育料の国における把握状況
 - オ 幼児教育無償化の財源を幼稚園の預かり保育に使用すべきとの意見に対する文部科学省の見解
- (3) 森林環境税及び森林環境譲与税
 - ア 国税である森林環境税を地方自治体が徴収することの妥当性
 - イ 二酸化炭素排出量の約8割を占める企業・公共部門から森林環境税を徴収せず、約2割しか占めていない家庭部門から徴収することの妥当性
 - ウ 森林環境譲与税が配分される比率の妥当性
 - エ 市町村が主体的な森林管理を行うための林野庁における支援の必要性
 - オ 国としても森林整備を推進していく必要性
- (4) 法定受託事務
 - ア 法定受託事務の性質及び国の関与について
 - イ 「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）の法定受託事務のメルクマールは現在も変更されていないかの確認
- (5) 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税
 - ア 今回の偏在是正措置が最終的な措置であるかの確認
 - イ これまでの偏在是正措置によって生じた財源の活用事例
 - ウ 「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成25年6月14日閣議決定）における「不交付団体数をリーマンショック以前の水準にすることを旨とする」という目標は現在でも維持されているかの確認
 - エ 地方団体間の財政格差の是正手段を交付税方式ではなく譲与税方式にした理由

高井崇志君（立憲）

- (1) インターネット上の海賊版対策

- ア 次期国会におけるブロッキングに係る法案提出予定の有無
- イ 法案提出に伴う事前の有識者会議の開催予定の有無
- (2) 森林環境税及び森林環境譲与税
 - ア 放置人工林の天然林化のための経費が森林環境税及び森林環境譲与税の税収により措置されることの確認
 - イ 天然林化に係るノウハウの無い地方自治体に対し林野庁が支援を行う必要性
- (3) 防災・減災対策
 - ア 内閣府の防災担当部局の人員数、兼務者数及び民間からの出向者数
 - イ イタリアを参考とした強力な復興庁の後継組織を設立すべきとの考えに対する復興庁の見解
- (4) 統計不正問題
 - ア 平成 27 年 12 月 11 日の統計委員会基本計画部会以前に、厚生労働省から内閣府又は総務省が引き継ぎを受けていないことの確認
 - イ 平成 27 年 9 月 12 日の前後に中江内閣総理大臣秘書官と総務省の統計担当部局が会った事実の有無
 - ウ 平成 27 年 9 月 12 日の前後に官邸スタッフ又は経済財政諮問会議事務局と総務省の統計担当部局が会った事実の有無
 - エ 平成 27 年 12 月 11 日までに厚生労働省が統計委員会基本計画部会の毎月勤労統計担当主査と会った事実の有無
 - オ 毎月勤労統計担当主査と会った際に厚生労働省が行った説明内容
 - カ 毎月勤労統計の改善に係る検討会において総入替え方式及び部分入替え方式を併記するとした後に、統計委員会基本計画部会において厚生労働省が部分入替え方式のみを提案した理由
- (5) 被災自治体への支援について、特別交付税 700 億円の増額で足りることの確認
- (6) ふるさと納税の返礼品に係る地場産品の範囲及び特産品が無い地方自治体への対策

稲富修二君（国民）

- (1) 車体課税の見直し
 - ア 平成 31 年度と 30 年度の車体課税を比較した場合の税制改正による影響
 - イ 自動車税の恒久減税、特例措置の見直しによる影響額
 - ウ 我が国の自動車関係諸税の負担の軽重
 - エ 今後の自動車関係諸税の在り方と検討の方向性
- (2) ふるさと納税制度
 - ア ふるさと納税（特例控除）の指定に係る基準の一つである「寄附金の募集を適正に実施する」の意味
 - イ 返礼品が地場産品とされるための基準
 - ウ 商品券等の金銭類似性の高い返礼品の取扱い
 - エ ふるさと納税は高所得者に有利な制度であるとの批判に対する総務省の見解
- (3) 子供の貧困に対応するための未婚のひとり親に係る個人住民税の非課税措置
 - ア 厚生労働省の各種施策における所得の算定等に当たっての未婚の一人親に対する寡婦控除のみなし適用の内容
 - イ 児童扶養手当の受給者のうち未婚の一人親に対して支給される臨時・特別給付金の内容
 - ウ 未婚のひとり親を税制上において寡婦控除と同様に取り扱う必要性
- (4) 幼児教育の無償化
 - ア 国と地方の負担割合
 - イ 地方財源を確保する必要性
 - ウ 今回の無償化により保育需要が拡大することに伴う地方の財政負担への懸念

(5) 統計不正問題

ア 平成 30 年 6 月の名目賃金の伸び率

イ 1 月 24 日の厚生労働委員会の閉会中審査における山井委員に対する政府参考人の「賃金の伸び率については 1.4%で見るべき」との答弁を維持することの確認

日吉雄太君（国民）

(1) 平成 31 年度地方財政計画の歳出

ア その他の一般行政経費

a 増加した理由

b 普通補助負担金等を伴う経費の内訳のうち、内閣府所管予算における「その他」の項目に計上されているかの確認

イ 公共事業費のうち「文教施設」の事業費が増加した理由

(2) 平成 31 年度地方財政計画の歳入における地方消費税

ア 譲渡割及び貨物割の内容

イ 譲渡割の減少及び貨物割の増加の理由

ウ 譲渡割の減少

a 平成 31 年 10 月に予定されている消費増税や税率引上げ前の駆け込み需要を踏まえても減少となる理由

b 平成 30 年度予算に比べ、実績が下回っていたこととの関係

c 消費が増大する等の安倍内閣総理大臣の発言との整合性

d 駆け込み需要があれば増加するとの見通し

e 国税の伸び率が抑制されていることとの因果関係

(3) 消費税制度

ア 譲渡割及び貨物割が間接税に分類されるかの確認

イ 通常の資産の譲渡等に係る消費税

a 国税通則法施行令第 46 条に規定される間接国税に含まれない理由

b 国税通則法第 135 条第 1 項に基づく現行犯事件の臨検、捜索又は差押えを行う必要性の有無

ウ 景気との関係

a 税率引上げと消費減退との相関関係

b 税率引下げと消費増大及び景気回復との相関関係

エ 事業者が税率引上げに反対する理由

オ 前回の税率引上げ時の本体価格引上げの実態

カ 税率引上げと幼児教育、保育の無償化との関係

a 税率引上げを行わない場合の無償化実施の見通し

b 軽減税率、ポイント還元対策としてのシステム開発等を踏まえると税率引上げと関係なく無償化を実施すべきとの考えに対する安藤内閣府大臣政務官の見解

(4) 平成 31 年度予算における消費増減の見通し

(5) ふるさと納税

ア 政治家が行うことの可否

イ 総務省政務三役の経験の有無

ウ 制度の必要性についての大臣の見解

エ 一部の地方自治体に寄附が集中し、多くの地方自治体では収支が悪化したとの調査結果に対する受止め

オ ふるさと納税に対する返礼品

a ふさわしい返礼品に対する認識

- b 地方税法の改正後における有価証券の取扱い
- c 金券及び現金を返礼品とすることの可否

足立康史君（維新）

- (1) ふるさと納税制度
 - ア 制度の目的
 - イ 寄附を受ける地方自治体の範囲
 - a 「ふるさと」に限定されるかの確認
 - b 制限の有無
 - c ふるさと、お世話になった地方自治体、被災自治体以外の例
 - ウ 泉佐野市の返礼品問題
 - a 税収最大化のために制度を最大限活用している泉佐野市を評価すべきとの考えに対する大臣の見解
 - b 総務省の当初のルール設定が間違えていたとの考えに対する大臣の見解
 - c 泉佐野市が総務大臣通知に反しているとする理由
 - d ふるさとや被災自治体等へのふるさと納税額の全体に占める割合
 - エ ふるさと納税の消費拡大効果についての田中内閣府副大臣の見解
 - オ 地方自治体間の競争を是認する必要性
 - カ 地方自治体が切磋琢磨して寄附金を集めることに対する大臣の見解
 - キ 返礼品の選定プロセスを透明化する必要性
- (2) マイナンバーカード
 - ア 在留カードとの一元化に向けた検討
 - a 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）における検討規定（附則第 18 条第 1 項）への対応状況
 - b 総務省が法務省を指導する必要性
 - イ 専用カードケースでマイナンバーを隠す理由
 - ウ 現在の普及率と自治体ポイント還元が始まる平成 32 年度の普及率の目標

小倉将信君（自民）

- (1) 平成 32 年度以降の地方一般財源総額の安定的な確保に係る総務省の見解
- (2) 児童虐待の根絶に向けた政府全体の取組における総務省の支援内容
- (3) 喫緊の課題に対応する地方自治体が、まち・ひと・しごと創生事業費の行革努力分の算定によって不利に評価されないようにする対策
- (4) 地方自治体の A I 等を活用したスマート化の推進に係る総務省の取組
- (5) 東京都への対応
 - ア 偏在是正に係る対応について、東京都の状況を考慮した制度としていることの確認
 - イ 国と東京都の実務者協議会の目的及び議論の内容

本村伸子君（共産）

- (1) 豚コレラ問題
 - ア 応援職員の派遣の状況並びに国及び他の地方自治体の応援職員増員の必要性
 - イ 豚コレラ発生農家等への損失補償制度の周知及び関連業者等への損失補償を行う必要性
 - ウ 個々の農家の実情に沿った損失補償の必要性

(2) 児童虐待

- ア あらゆる手段を尽くし児童虐待の根絶に向けて総力を挙げる考えに対する大臣の見解
- イ 児童相談所及び一時保護所の増設並びに地方財政措置の必要性
- ウ 児童福祉司、児童心理司の短期間での増員で懸念される専門性の確保策
- エ 児童相談所職員を育成するスーパーバイザー（指導者）不足への対応策
- オ 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（集中改革プラン）」（平成 17 年 3 月 29 日）による地方公務員削減・採用抑制がスーパーバイザー数の谷間世代を作っているとする考えについての大臣の見解
- カ 児童虐待の根絶に向けた児童相談所、保育所等における人員配置の強化の必要性
- キ 養育支援訪問事業
 - a 平成 31 年度予算における子ども・子育て支援交付金の増額分が当該事業に向けられる割合
 - b 当該事業の実施地方自治体数及び実施率
 - c 当該事業に係るガイドラインが対象としている子ども及び家庭
 - d 全ての地方自治体において当該事業を実施できるようにする必要性
- ク まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税算定
 - a 児童福祉司等の職員の増員が必要である以上、職員削減率を用いた当該算定を見直す必要性についての大臣の見解
 - b 会計年度任用職員制度実施に伴う人件費上昇分を当該算定から除く必要性
 - c 職員増員の取組とそぐわない地方交付税の算定の仕組みを廃止する必要性

(3) 会計年度任用職員制度

- ア 平成 32 年 4 月の施行に向けた地方自治体の取組状況
- イ 当該制度導入に伴う財政措置に向けた地方自治体への照会調査の趣旨、時期及び内容
- ウ 地方自治体職員の処遇改善に繋がる財政措置を行うとともに地方財政計画上も措置することについての大臣の見解
- エ 勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として当該制度への移行の抑制を図らないようにするための対処方法

吉川元君（社民）

(1) ふるさと納税制度

- ア 改正案において、返礼品の返礼割合を 3 割以下とすることとした根拠
- イ これまで国が無関係としてきた、ふるさと納税制度と返礼品が、改正案によって関連付けられることに対する総務省の見解
- ウ 返礼品の在り方を国が規制し、制度と関連付けることは、地方自治の侵害であるとの考えに対する古賀総務大臣政務官の見解
- エ ふるさと納税による収入の半分が経費として使用されてしまう現状に対する大臣の見解
- オ ふるさと納税による収入の 1 割が、ふるさと納税に係るポータルサイト運営事業者に支出されている現状に対する大臣の見解
- カ ふるさと納税制度と他の地方自治体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならないとしている地方財政法との関係
- キ ふるさと納税制度が我が国の寄附文化の醸成に寄与したと考えているかについての確認

(2) 地方財政計画

- ア 概算要求時点における地方交付税額と地方財政計画における地方交付税額の差が、平成 30 年度第 2 次補正予算で平成 31 年度分の地方交付税総額に繰り越された額と合致しない理由
- イ 一般財源総額実質同水準ルールにおける実質同水準の意味
- ウ 地方財政計画における一般職員数増の内容

- エ 地方公務員の削減傾向が底を打ったことの確認
 - オ 地域の元気創造事業費の地方交付税算定において、職員数の削減をプラス算定とすることは、地方自治体が抱える課題と適合しないとの考えに対する大臣の見解
 - カ 地方自治体が直面する課題の増加に対応して財源を増加させる考えを、人員確保の面でも適用すべきとの考えに対する総務省の見解
- (3) 消費税増税時に消費税に係る地方交付税の法定率を引き下げる理由

井上一徳君（希望）

- (1) 偏在是正措置(特別法人事業税・譲与税の創設)
- ア 東京都、大阪府、愛知県の減収額
 - イ 偏在是正措置による増収分が地方交付税の減額で打ち消されないようにするための措置
 - ウ 偏在是正措置の効果が市町村に対しても及ぶような仕組みを構築すべきとの考えに対する総務省の見解
 - エ 偏在是正措置が安定的な制度であることの確認
 - オ 偏在是正措置が今回の法律案で最後になるかについての確認
 - カ 偏在是正措置が今回で一区切りであることの確認
- (2) 地方消費税
- ア 地方消費税収における偏在性についての確認
 - イ 偏在性が小さい地方消費税を柱とした地方税体系の構築についての総務省の見解
- (3) 地域おこし協力隊
- ア 隊員を拡充するための具体的方法
 - イ 任期中に退職する隊員数と退職理由
 - ウ 隊員と職員との間で十分なコミュニケーションが図られないケース、隊員を職員の欠員補充的に扱うケースに対する総務省の見解
 - エ 隊員に対する現在のサポート体制と今後の強化方針
 - オ 隊員が活動に要する経費をより機動的に使用できるようにするための方策の有無
 - カ 隊員と受入れ自治体職員に対する研修の内容
 - キ 隊員の活動事例を収集し、データベースを作るべきとの考えに対する総務省の見解
 - ク 隊員の率直な意見を聴取して制度を充実させる取組を実施すべきとの考えに対する大臣の見解